

消費＝浪費に関する理論の歴史（3）

—— 古代ローマのキケロの浪費に関する思想を中心として（2） ——

富貴島 明

3. キケロの哲学と国家論

哲学者としてのキケロは、実践的、折衷的、妥協的で、当時存在していたあらゆる流派（ストア、エピクロス、アカデメイアなどの学派）の哲学を取り入れたといわれている。そしてキケロ自身も自分の見解が折衷的であることは認め、「自分からでたのは、ギリシア哲学の表現を流ちょうなラテン語の表現になおしただけである⁽¹⁾」と語っている。確かにキケロの思想は哲学的にはギリシア哲学の模倣にすぎず、オリジナルなものはないが、ローマ人の有徳性、国家や法に関する問題の現実性や実践性に関する論理には優れたものがある。キケロは、共和制国家から帝国への移行期にあるローマのなかで、無名の門閥から、努力と名誉欲によって弁論家として世に認められ、さらに実践的能力により政治家の道を登りつめ、元老院の熟練したリーダーとして活躍した。しかし、カエサルとその後継者のアントニウスがその元老院体制と共和制を有名無実化しようとしたことに、論陣を張り、真っ向から反対したのもキケロである。だから、彼の思想は優れて実践的であり、現実的であり、そして論理的である。当時の全体的・具体的雰囲気を知るには最適の思想家である。

政治家としてのキケロは、カエサルと違い王制や独裁制に対して反対し、共和制を固持しようとした⁽²⁾。彼の共和制を実態的に見ると、元老院中心のエリート貴族（門閥貴族と新貴族）と上流階級に属する騎士階級の協力による寡頭制を理想とするものであった。彼自身の出身階級である富裕な騎士階級と、彼自身が所属するようになった、権力を握った元老議員である貴族階級の立場を代表していたといえる。

まずキケロの国家論から見てみよう。ギリシアの国家論は、プラトンやアリストテレスにおいても、ギリシア的な地域的・人的に限定された都市国家 *polis* の枠での国家論であった。しかしキケロの国家論は、地中海世界を支配するローマ帝国の成立期において、そのローマの歴史を踏まえたうえで、自らも政治家として活動した立場から論じられたものである。だから、ギリシアの国家論との大きな違いは、ギリシアの国家が人（王、貴族、民衆そして哲学者）の感情や道

徳によって維持運営されるのに対し、キケロの国家は、人間を超越し、普遍的正義に合致した法の秩序を伴ってのみ存在する点である。「キケロとともに法秩序と国家との間の密接な関係を前提とする法学国家観が初めて成立⁽³⁾」したのである。

プラトンに習って 対話編の形式でまとめた、キケロの『国家について』と『法律について』の内容をまとめてみる。まず国家の定義から見てみよう。

「国家とは国民のものである。しかし国民とは何らかの方法で集められた人間のあらゆる集合ではなく、法についての合意と利益の共有によって結合された民衆の集合である⁽⁴⁾」。

この「国家」の言語は、ラテン語の *res publica* で、それを英語に直訳すると *public affairs* にあたり、ほぼ *common wealth* ということばに該当する。公共の利益を実現するための団体が国家である。ローマ国家の公共性、団体性が指摘され、その団体が法についての合意と利益の共有意識にもとづいていることが明らかにされた。

次に法律の定義である。

「実に真の法とは正しい理性であり、自然と一致し、すべての人にひとしくおよび、永久不変である。それは命じることにより義務へ召喚し、禁ずることにより罪から遠ざける⁽⁵⁾」。

これらの国家観、法律観の基礎にはストア的自然法観がある。ストア哲学によれば、この大宇宙には、万人を治める一人の支配者＝指揮者つまり神が存在する。この世界では、神が人間を統治し、心が身体を支配し、理性が欲望をコントロールしている。神的理性がこの世界を貫き、支配しているのである。神の正しい理性が、自然世界に偏在しており、それがすべてのものを生かし支配する摂理、おきてとなっているのである⁽⁶⁾。この自然の一部としての人間は、この理性にあずかり、理性を分け持っている。だからこの自然の理性に従うことが、人間の美德であり、正しい生き方なのである。その正しい理性としての法に関する合意が、国家形成の要因である。最大の富者が最良の人であるという誤った考えから、その富者である権力者による支配が国家のはじまりである、と考えてはいけない。国家は、徳により形成されるものなのである⁽⁷⁾。人間は、正しい理性を万人と分け合っているから、孤独で、一人で放浪するような種族ではない。単に一人では無力だから集合して国家を形成するというのでもない。本来的に、社会的精神をもっている。ただし、人間が集合し、相互に助け合うこともあるが、反対に、集合して相互に殺し合うこともあるのである⁽⁸⁾。だから、ただ集合するのではなく、おきてが必要なのである。万人共通のおきてとしての理性が、法についての合意と利益の共有意識を生みだし、その上で人々は集合し、協調して、国家が形成されるのである。具体的にみてもまず、天与の賜である生殖本能が、夫婦と子供からなる家族をつくる。その次に兄弟関係、従兄弟関係という姻戚関係ができ、同じ血に結ばれた親族が、誠意と愛情によって都市を生みだし、国家を形成する。さらに思慮、正義、勇気、節制という道徳的善を備えた理性的人間同士が、親切と友情に結ばれて、国家を形成する

のである⁽⁹⁾。だから国家は、国民のものであり、構成員の共通利益を維持増大するためにある。国家は国民を守らねばならない。国家は、私有財産を確保し、必要品を豊富にしなければならない。国家を私し、個人の財産を侵害してはならない。ただし戦争などのような、国を守るための負担や服従は、国民に納得させたくて、課さねばならない⁽¹⁰⁾。

その国家を生み出す法は永久不変の法であり、絶対に守らなければならないおきてなのである。この法を破る者は、人間の本性を拒否する者であり、たとえ一般に刑罰といわれているものを逃れることができても、神からは逃れられないから、最大の罰を受けることになる。法は、万人共通の理性としてのおきてから生まれたものであり、そして究極的には、全宇宙を支配する神から発せられたものであるから、元老院や国民によって、法の一部を修正したり、改変することは正当ではない。法の説明者も解説者もいない。ローマでもギリシアでも異なることもない。現在と未来においても異なることもない。このような永久不変の法が、すべての国民をすべての時代において、同じように結合させているのである。この自然法は、絶対的義務として、どこでも、誰でも、いつでも守らねばならない規範なのである。ここから人類同胞というコスモポリタニズム cosmopolitanism という思想がでてくる⁽¹¹⁾。自然法は、市民法や慣習法の上に位置する万民法という性格を持つことになる。この自然法によって法律が制定され、国家が設立、運営されるのである。

ではキケロは理想的な国家を、どのように考えていたのであろうか。キケロが理想とした政体は、王制、貴族制、民主制の三つの政体が適正に混合した、中間の政体である。王制は僭主独裁制となり、貴族制では党派で争い、民主制は放逸な状態になるから、それぞれの制度は個別には認められない。「権利と義務と任務の等しい釣りが国に存在することにより、十分な権力が政務官に、十分な権威が指導者の審議に、十分な自由が国民に存在する⁽¹²⁾」ような政体こそ理想である。そのうち王制が最も優れた政体であるから、王のような人が政務を執り、統治することが理想である。家を治め、病人を治療し、舟を操作するには、一人の家長、一人の医師、一人の船頭が最善であるように、国を統治するにも一人の王である方が最善である。王のような人が、父親のように国民に助言し、支配下にある者を最上の生活条件下に置くようにする⁽¹³⁾。ただし無知から、最も富める者、名門の出身の者を王として選んではならない。理想的王は、欲望の虜とならず、国民に教え、勧める物を所有し、自分が従う法を国民に課し、自分の生活を国民のおきてとするような人物でなければならない⁽¹⁴⁾。「王には、自己を国民の鏡として示す義務がある⁽¹⁵⁾。」しかし無限定の権利と権威をもつ王は、国民の自由を奪うような僭主となりやすいので、権威ある審議体である元老院が、王の権限と期間を限定すべきである。そのような王者に相応しい徳と英知のある者を、最も卓越した人々の集まりである元老院が、権限と定まった慣習にもとづいて、ある期間だけの執政官、あるいは独裁官として任命するのである。そしてその元老院の委員を選

ぶのが国民であるから、国民は十分な自由をもつことになる。国家は国民のものなのである。ただし国民すべてが平等な権利を持つような、民衆の専制政治つまり民主主義の国家は、国民のものとなっはいるが、法の合意により結ばれておらず、バラバラに自由を主張するだけであるから、国家とはいえない⁽¹⁶⁾。そして国家の目的としての法の合意、つまり国の指揮官の目標は、国民の幸福な生活の実現である。「富によって生活が保障され、物的資産を豊かに所有し、大いなる名誉が与えられ、徳のあるものとして称賛されるような生活⁽¹⁷⁾」を国民に与えることである。このようにキケロは、国民から選出された議員から構成されている元老院が最終権限をもち、その権限により任命された執政官が政務を執るような元老院体制を最善の国家形態としたのである。それは、ローマの伝説上の王ロムルスから240年後の紀元前510年、専制的なエトルリア人の王を追放した後に始まり、キケロの時代まで続き、ローマを繁栄させ、そしてキケロ自身が属し、それを守ろうとしていた貴族共和制つまり元老院体制そのものである。

- (1) Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, with an English translation by H. Rackham, M. A., Harvard University Press, London, 1983, Book 5-96, p.502.
- (2) cf. Cicero, *De officiis*, with an English translation by Walther Miller, Harvard University Press, London, 1983, Book 2-3, p.170. 角男一郎訳, 義務について, 134頁。
- (3) 恒藤武二, 法思想史, 現代法学全集3, 153頁。
- (4) Cicero, *De re publica*, with an English translation by Clinton Walker Keyes, Ph. D., Harvard University Press, London, 1983, Book 1-39, p.64. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学108号, 62頁。
- (5) Cicero, *De re publica*, Book 3-22, p.210. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学109号, 46頁。
- (6) ストア哲学の「自然」という意味は重要である。単なる, 山河大地, 禽獣草木などをまとめて自然というのではなく, 一切がそこからでて, またそこへ帰るといような根元的なもの, あるいは能動的な自然を意味している。狭い意味では, ものの本性という意味である。広義の意味では, 宗教的に神といわれるもので, 宇宙やロゴスや宿命を意味する。だから, 狭い意味で「自然に従う」とは, それぞれの本性, それぞれの持ち味に従い, それを發揮し, 実現することである。広い意味で「自然に従う」とは, 神の理性, ロゴスに従い, 神の摂理に任せることを意味する。人間の場合は, 本性が神により与えられた理性であるから, その理性に従うことは神の摂理に従うことである。後述するように, キケロの「自然」はもっと広い内容をもつ。
- (7) cf. Cicero, *De re publica*, Book 1-34, p.38. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学108号, 66頁。
- (8) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-16, p.182. 角男一郎訳, 義務について, 97頁。
- (9) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-53-58, pp.56-60. 角男一郎訳, 義務について, 29-32頁。この点について, 後期ストア派のセネカはより明瞭に表現する。神は, 人間に理性と社会的連帯心を与えることにより, 世界の主権を握ることができるまで強めた。人は他人のために生きねばならない。参照, セネカ, 茂手木元蔵訳, 恩恵について, セネカ道徳論集, 579頁。
- (10) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-74, pp.248-250. 角男一郎訳, 義務について, 134頁。
- (11) cf. A. P. d'Entrevès, *Natural Law*, Hutchinson University Library, London, 1972, pp.25-26. 久保正幡訳, 自然法, 23-25頁。
- (12) Cicero, *De re publica*, 1983, Book 2-33, p.168. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学109号, 34頁。

- (13) cf. Cicero, *De re publica*, 1983, Book 2-26, p.156. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学 109 号, 31 頁。
- (14) cf. Cicero, *De re publica*, Book 1-34, pp.78-80. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学 109 号, 31 頁。
- (15) Cicero, *De re publica*, Book 2-42, p.180. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学 109 号, 38 頁。
- (16) cf. Cicero, *De re publica*, Book 2-33, p.222. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学 109 号, 50 頁。
- (17) Cicero, *De re publica*, Book 5-6, p.250. 岡道男訳, 国家について, 同志社法学 109 号, 57 頁。

4. キケロの浪費に関する思想

最初に、キケロの浪費や贅沢に関する倫理哲学の結論を見てみよう。

キケロは、自然な生活を理想とした。自然を含んだすべてのものは神の摂理の内にあり、宿命として決まっている。外の成り行きを適度の大きさに抑えることはできないのである。快樂や富を求める欲望は限りがなく、ひとたびその欲望に火がつくと無限に拡大する。欲情や物欲を追い求めることは、その欲望や物欲に絡み取られ、もっと多くの欲望を持つよう強制され、結局その奴隷になってしまうのである。富を愛することほど、心を卑しくするものはない⁽¹⁾。キケロと同じように、セネカは「大きな財産は、大きな奴隷状態である⁽²⁾」、という。だからキレーネ学派の哲学者やエピクロスらがいう「快樂こそ最高の善である」という表現は、獣のこぼにすぎない。官能的快樂は、人間の品位に値しないものである⁽³⁾。しかしこのような自然や宿命は、人間の自由意志のはたらきで、修正できるのである。快樂などの真の便宜は、思慮、正義、勇氣、節制という4つの道徳と常に一致できるのである。大切なのは、自分自身の胸のおもいを適正な大きさに抑制することである⁽⁴⁾。思慮と知性の活動を退けないことである⁽⁵⁾。勇氣を持って、自分の欲望を手綱で締め、快樂をばかにし、癩癩を抑え、物欲を封じ込めることである⁽⁶⁾。富への最短距離は、欲張らず、富を軽蔑することである。富を持つべきで、富に所有されてはならない。富の主人となるべきで、富の奴隷となってはならない⁽⁷⁾。ただし欲望を抑制しすぎて、飢えに苦しんだり、債務に悩まされてはならない。善く生きるために必要な、今あるもので満足し、それ以上を求めない、あるがままの生活こそ自然な生活である。奢侈淫蕩の生活でなく、節儉、克己、簡素、節制の生活こそ、適正な生活なのである⁽⁸⁾。中庸の生活でもある。例えば服装は、あまりに几帳面でなく、また懲りすぎてもいけないで、ちょうど野卑で下品なだらしなさがいい程度の中庸の服装が、男性の威厳と女性の魅力を引き立てるのである⁽⁹⁾。これこそ、美しく、自然な服装であり生き方であり、自分の望みどおりの生き方でもある。自分の断定にもとづいて、意志のままに行動するのである。思慮にもとづく賢者のような生き方こそ、自由な生き方であり、何者にも屈服しない王のような生き方である。正しいことをそのまま実行するのである。心の平静をか

き乱すあらゆるものから遠ざかり、隠遁者のような生活により、心の平静を享受することが大切である。ただし、プラトンやアリストテレスのように、哲学者による教育によって徳を実現していくのではなく、神的理性を付与されている、ごく普通の人間が自分だけの力で、欲望を抑え、自然な生活をするような賢者となり、徳を実現するのである。また、真の意味での道徳的に絶対正しいことだけを守り、行う、真の超越的賢者となる必要はなく、きわめて普遍的な、万人共通の、月並みの義務だけを守り、行う、普通の賢人であればよいのである。最高善の賢人でなく、中庸の賢人ならば、生まれつきの善良な心と学問の進歩だけで、簡単にすべての人がそうなれるのである⁽¹⁰⁾。財産や金銭を多く持っている者でなく、生きるに事欠く貧乏人でもなく、中庸の資産をもち、それだけで満足する者こそ、精神的に満ち足りた賢者であり、有徳者であり、真の富者である。これがキケロの結論である。

キケロの浪費に関する文章をみる前に、紀元前2世紀からティベリウス帝の時代まで、数度にわたって発令された儉約令の内容をみておこう。

紀元前215年に発令され、古代ローマの素朴質素への復帰を説いていたカトー Marcus Porcius Cato (紀元前234年～紀元前149年)の反対にもかかわらず、紀元前195年に廃止されたオッピウス法 *lex Oppia* は、女性が半オンス以上の金を所持すること、色つきの（とくに当時高価であった紫色の）ローブを着ること、市中でかごに乗ることなどを禁止していた。（すでに紀元前594年のソロンの法が女性が所有できる長い上着の数を制限していた。）まっ先に女性達がこの法の廃止を運動した。この法の廃止に反対したカトーは、元老院議員の婦人方に取り囲まれたという。カトーは、この法が廃止されたら、婦人達は争って浪費し、競い合って贅沢をし、他人より勝ることを目指すであろうと予言した。カトーにとって女性は、御しがたい性質を持つ、素直でない浪費的生き物であった。予言は的中した。

紀元前182年のオルキウス法 *lex Orchia* は、食事に招くことのできる客の数を制限するよう規定している。さらに紀元前161年のファンニウス法 *lex Fannia* になると具体的に、祝祭日には120アゼス以内の出費、他の日は10アゼス以内の出費しか許していない。（ただし1月のうち10日だけ30アゼスの出費が許されている。）外国産のワインは禁止され、銀器の額も賓客の数に合わせて制限されている。祝祭日には5人までの客、他の日は3人までである。食料価格の上昇にあわせて、紀元前103年のリキニウス法 *lex Licinia* では、平日の出費を30アゼスまで認めている。紀元前78年のアエミリウス法 *lex Aemilia* は、貝や輸入された鳥まで禁止している。ローマ人が美食という贅沢に染まっていることがわかる。紀元前68年のアンティウス法 *lex Antia* では、執政官が、私的時間に食事に招待されることを禁止している。宴会での買収を避けるためである。紀元前45年、独裁官のカエサルも儉約令を発令している。ローマ人は肉より魚

が好きで、富裕な人々の間でちょっとしたプールほどもある生け簀で四つ目ウナギやひめじなどの魚を飼うことが流行していた。魚屋以外は生け簀に魚を飼うことを禁じたのである。その儉約令をキケロが批判している。野菜が規制の対象から外されているので、美食家は、下痢の危険を冒してまでいろいろな野菜を使って豪華な献立に挑戦している、と。

ローマ時代の儉約令は、浪費や贅沢が国家を墮落させるという政治的理由から発せられた。国家が自然な必要額を固定し、それ以上の消費を禁止し、人々の欲望を抑えようというものであった。もちろん政治的妥協として、その額は論理的に考えられた自然必要額より抑えられていたが、国家が個人の欲望を抑えること、自然な必要額を固定することはことごとく失敗した。とくにローマ時代では、他の時代と比べると衣服よりも食事に関する儉約を制限する規定が多かった。このことは、宴会が買収の場所となり、政治的腐敗を引き起こす要因となっていることの証である。ますます厳しくなる儉約令にもかかわらず、指導的立場にいるはずの金持ち階級の人々は、ますます浪費的になり、贅沢な生活を続けていった。キケロの時代の関税は5%、東洋から輸入される贅沢品の関税は25%であったにもかかわらずである。

では、贅沢と浪費が支配する風潮の中で、キケロはどのように贅沢と浪費を批判したのか。

『法律について』の中にキケロの理想とする法律があげられており、その中に贅沢と浪費に関する規定がある。その規定の最初が次の文章である。

「神々ニ近ヅクトキハ、清浄デアルコトヲ要シ、敬虔ヲ旨トシテ、華美ヲシリゾケルモノトスル。以上ニ背ク者ハ、神ミズカラニヨッテ罰セラレル⁽¹¹⁾。」

神々に近づくときは、肉体だけでなく、とくに精神を清浄にしなければならない。節度、謙抑、自制、遠慮、羞恥、純潔などという神から与えられた徳の心を持って、神々に近づくべきである。最も忌まわしい貪欲、最も恐るべき情欲、最も軽蔑される臆病、最も卑しむべき遅鈍などという、神の摂理に反する、甘い魅力とくすぐるような快感をもつ悪徳の心で神に近づいてはならない。神は喜ばない。ただ敬虔を旨として、華美をしりぞけなければならない。神が喜ぶのは、敬虔さと誠実さだけである。神への献金で、家の財産を蕩尽させてしまってはならない。神は人間を平等につくった。神の前で貧富の差をつけることは、神の摂理に反する。祭儀に大金をかけたため、貧乏人が神に近づきにくくなるようなことになれば、神は喜ばない。神の喜びは、平等に神的理性を付与した人間が、貧富の差などなく、平等に、自らの心を慰め、自らを礼拝することである。神の前では貧富の差などなく、祭儀における華美、贅沢を避けるべきなのである⁽¹²⁾。

その理想の法律の最後のほうの文章は次のとおりである。

「冥界ノ死者ノ権利ハ神聖ナモノトスル。物故シタ近親者ハ、神ト見ナサレル。タダシ、彼ラノタメノ出費ト哀悼ハ、過度ニワタッテハナラナイ⁽¹³⁾。」

この規定は、ソロンの法律や十二表法にもある、昔からの規定である。初代の王から続いてい

たアテナイでの埋葬は、近親者が死体を埋めて土をかけ、そこに穀物を植える習わしであった。その後、花輪をつけた近親者の前で、事実在即した追悼の辞が述べられるだけの質素な宴が催された。それが時代がたつにつれ、ギリシアの哲学者デメトリウス Demetrius (紀元前 350 年頃～紀元前 280) が述べるような贅沢な葬儀がおこなわれるようになった。キケロの時代になるとさらに華美な葬儀が執り行われるようになったのである。

禁止されるべき過度にわたる出費と哀悼を具体的にいおう。死者に対する奴隷による塗油、葬宴での杯の回し飲み、哀悼用の顔おい 3 つ以上、紫の経かたびら 1 枚以上、笛吹き 3 人以上、婦人が頬を掻き裂くこと、贅沢な灌酒、長い花冠、香箱、一人の死者のためのいくどもの葬儀、多くの棺台、金の副葬、無縁の者の祭儀参列、市中に埋葬すること、華美な墓 (10 人で 3 日以上かかって作られる墓、墓を漆喰塗りで飾ること、ヘルメス柱像を墓の上に立てること、150cm 以上の高さの柱、供物台か聖水盤以上のものを盛り土の上に置くこと、5 ムナ、現在の価値で 40 万円を越える祭儀費用) などである⁽¹⁴⁾。

これらの細かい規定を見てわかることは、自然な哀悼の情に合致した埋葬であるべきだ、ということである。富者にも、貧者にも共通で、可能な出費と哀悼となることは、死んだ以上は身分の差別が除かれるという、自然な精神の要請である。もちろん例外はある。金でできた歯はそのまま埋葬してよい。功績によって豪華な花冠にしたり、市中に埋葬したりすることは許されるべきである。笛に合わせた歌を貴人の埋葬に伴う風習がある場合は許されるべきである。

キケロは、神の前での人間、そして死者の平等を主張し、結果として、金持ちの贅沢で、華美な葬儀を抑え、貧者でもできる範囲の質素で素朴な、自然な葬儀を肯定したのである。死後の名誉は、葬儀の華やかさ、墓の壮麗さが証明するのではなく、その人の生前中に成し遂げたものにこそ求められるのである。その人が、祖国の興隆に資する業績をあげれば、名誉が与えられるし、安らかな神のもとに素早く行き着くことができる。これこそ名誉なことである。しかし、浪費に走り、肉体の快樂におぼれ、その僕となり、神の法を犯すような者は、死後に地球のぐるりを足掻きめぐって、長期間の責め苦を受けなければならない⁽¹⁵⁾。これこそ不名誉なことである。

キケロは、当時富限者 Dives というあだ名を持っていたマルクス・リキニウス・クラッスス Marcus Licinius Crassus (紀元前 114 年～紀元前 53 年) を批判する。彼は、スッラの副官の一人として、大規模な財産没収をはじめとする恐怖政治を押し進め、それによって巨万の富を得た。その巨富をバックに紀元前 70 年に執政官に選出され、紀元前 60 年には第一次三頭政治をおこなった。紀元前 55 年には、富と名誉をさらに多く求めて、大群を率いて東方のバルティアに遠征するが、紀元前 53 年大敗して殺された。キケロは、『ストア派のパラドックス』の「パラドックス VI『賢者だけが富者だ』という意味の」において、クラッススが、自分の財産のことを話すとき驕り高ぶり、これ見よがしの顔をして、自分一人だけが富者だと威張り散らしている様、不

正な手段で富を蓄積する様を批判する⁽¹⁶⁾。クラッススの家は、父の時代からローマ第一の金持ちとされていた。そして紀元前82年スッラがローマの支配者になり、反対派に属する4000人以上の没収財産の競売をすると、それに便乗して安く買ったとき、彼の膨大な資産に首都ローマの不動産を加えた。さらに彼は、金銭欲に駆られて、彼が属していた元老院議員の階級には禁止されていた営利事業を破廉恥にもおこなっていた。毎日毎日、詐欺にかけようとしてわなを張り、やかましく請求をして示談を強い、強奪や横領さえもする。近隣の人々を放逐し、解放奴隷や被保護民と結託し、主人の財産を強奪する。有名な話がある。ローマで火事が起こると、まっ先にクラッススの手のものが駆けつけ、遅れてきた消防士の活動を妨げておいて、その間に燃える家を前にして家の家主と不動産に詳しい解放奴隷が売買交渉をし、恐怖に駆られて動転している家主との間に、たたき値の交渉成立して初めて、消防活動が開始された。追放などで持ち主のなくなった財産や富裕な人々が受けた財産を没収する⁽¹⁷⁾。その財産で、すぐ崩れ落ちそうな不動産を多く建築し、金をもうけた。イタリア自由市で多くの人々を虐殺、抹殺した。裁判官に賄賂を送り、裁判を有利におこなった。属州から暴利を吸い上げるために、自分の代わりに解放奴隷を派遣し、横領などをさせた。イタリア同盟市を丸裸にし、さらにローマ国庫の略奪までする。身内の人々の遺言書を待ち、待ちきれなくて、その人の遺言書を偽造までする。わずかばかりの贈り物を受け取るために、偽造の遺言書だと知っていながら、公認することにまでした。その結果、金庫には金があふれ、軍隊を、自分の実入りによって養えることができるほどの富者であるとうそぶく。「何でも満ち足りているぞ、溢れるほど持っているぞ」という気持ちから、「自分は裕福だ」と言い放っているのが、クラッススである。確かにキケロがいうように、ローマ第一の大富豪クラッススは、このように恥ずべき手段で財産(総資産1億7040万セステルティウスで、紀元前67年のローマの国家予算の2倍)を蓄積し、それを無益に浪費したので、ローマ市民の評判は悪かった。しかし、キケロの非難にもかかわらず、ポンペイウスやカエサル、キケロ達が弁護に立つのを躊躇するような場合でも、クラッススは弁護の勤めをしばしば果たしたり、カエサルはじめ多くの人に融資をしたりして、経済人の中では評価は高かったのであるが。

キケロは、クラッススを資力強大な富者などではなく、本当は、無力な貧者にすぎないと断定する⁽¹⁸⁾。富そのものは、生活の必要を満たし、快樂を恣にする手段であるから、富の蓄積そのものは非難されるべきものでない。不正な手段を使わずに、人を損なわなければ、資財蓄積は正義に適っている。しかし大多数の人、とくに、優れて才能のある人々でさえ、文武や蓄財の野心の虜にし、正義を忘却させてしまうものなのである。あのカエサルのように⁽¹⁹⁾。正義とは、人に損害を加えないことと、共同の利益を維持することである⁽²⁰⁾。正義とは、まさに、コモンウェルスとしての国家を維持、繁栄するものである。しかしもともと、金銭や資産は、いくらあっても足りないものである。人間の金銭欲や物欲は限度がなく、満足することがない。各人の必要を満たす

だけの分量の適度な富というものはない。人は、常により多くの金銭、より多数の資産を求め始めると、適度の大きさに抑えることはできない。欲望という横暴な主人の奴隷になってしまう。富者が、軍隊を自分の実入りによって養えることができる者だとしても、軍団を6つ（1軍団重装歩兵6000人）と、騎兵および歩兵からなる一大補助軍を扶養できるようでないと富者としては認められない、とキケロは批判する。どのように膨大な資産でも、この無限の欲望により、瞬く間のうちに全部使い果たされてしまうのだ。このような金儲け狂いの浪費家は、いくら大きな収益をあげていても、大理石づくりの邸宅、いくつもの別荘、金を張りつめた天井や、彫像、絵画、浮き彫りのついた金器、銀器、象牙や黄金で光り眩しいもの、コリントス伝来の名器などをやたらと手に入れようとしたり、ただ自慢するために、巨大な生け簀で多くの四つ目ウナギやひめじを飼ったりして、自分の資産だけでは足りないほどの出費をし、借金し、あげくにその借金の金利を払うにも事欠くありさまになってしまうのが常である。多ければ多いほど、その維持に要する経費が不足するような資産を持っているだけである。このようなならず者のような心は、常に満たされず、不足感しかもてず、いらいらし、卑しい気持ちに支配される。また、買収のような卑屈な態度で官位を得ても、惨めさが残るだけである。不法な手段で資力を蓄えても、罪過を犯したという恐怖心の奴隷になるだけである。このような富者は、真の富者とはいえない。このようにキケロは、クラススを批判する。

紀元前74年に執政官となったルキウス・リキニウス・ルクルス Lucius Licinius Lucullus（紀元前117年頃～紀元前56年）は、人並み優れた美德をもっていたが、甚だしい贅沢と万事にわたる派手好きで評判が悪かった、と批判する。紀元前73年から7年間にわたり第二次ミトリダテス戦役に将軍として従軍し、ローマ軍団の規則にもとづき、兵士には銀貨を配分し、ギリシアの美術工芸品、オリエントの専制君主達の豪華な品々をローマに送り、国庫には金貨を納入したが、それ以外の金貨は、総司令官の当然の報酬として自分のものにしてしまった。紀元前66年に行われた彼の豪華絢爛たる凱旋式の後で彼は、全市民を自費で賄った大宴会に招待した。後の帝政時代の豪邸と比較できるのはルクルスの屋敷だけだといわれている。海際にある別荘には海水を引き入れて魚を飼うプールもあった。彼が自分の別荘の豪華さを非難されたときの答弁は巧みであった、とキケロは皮肉を込めていう。「自分には2人の隣人がある。上手にはローマの騎士、下手には自由民が住んでいる。そしてこの二人ともが、豪華な別荘を持っている。してみれば、自分より身分の低いものに許されていることは、当然、自分にも許されてよいはずだ⁽²¹⁾。」彼の豪華な美食は、現代でも「ルクルス式」と呼ばれるように有名である。彼は、美食をそれに要する費用ごとに分類し、食事をとる部屋の名前で区別した。新鮮で良質な素材を確保するために、魚や鳥を飼育し、野菜や果物もチーズも、自分の農園でつくらせた。食事をとる部屋の装飾、食事中に演奏される音楽、読み上げられる詩文、食卓で交わされる会話、それに適した客の選定、

それらすべてに美を求めたのである。キケロとポンペイウスが、ルクルスに押し掛け招待を強要した話も有名である⁽²²⁾。ルクルスの普段の食事は客用の、あらかじめ用意された饗宴と違い質素なものであろうから、急に夕食を強要して、派手好きの彼を辱めてやろうとして、道で出会ったルクルスに二人が夕食を強要した。彼はやむをえず招待したが、そのとき急に用意され、夜じゅう供された食事はアポロンの部屋でとられた、5万ドラクマという、庶民の年収の10倍の費用のものであったという。このような贅沢と放蕩は、人々を驚かせはしたが、尊敬はされなかった。共和制時代のローマ人は、まだ質実剛健であることを誉め讃え、豪華な生活を軽蔑する傾向が強かった。

キケロ自身が認めているように、当時のローマ全体を支配しようとしていた食欲と腐敗の風潮は、上層部の食欲と腐敗が原因である。執政官や元老院の議員達が、一般大衆の欲望をくじかねばならないのに、反対に、大衆の、富者への欲望をたきつけ、浪費にはしらせ、国全体を墮落させているのである⁽²³⁾。キケロの浪費に対する考えは、まさにここにある。共和制が崩壊しつつあるのは、上層部が食欲と浪費という悪徳に奔走し、それが下層部をも悪徳に染めているからである。ローマにとって理想の政体である共和制を復興させるためには、とくに上層部の道徳的能力としての徳の向上を図り、買収や賄賂をやめ、無駄な浪費を抑制し、ローマ市民の真の指導者とならねばならない。そのためのキケロの、血の出るような演説であり、とぎすまされた著作である。

本当の富者は、今有るものだけで満足し、「なにひとつ、掴み取ろうとせず、なにものの不足に苦しむこともなく、なにひとつ、自分に欠けているとは思わず、なにひとつ得られないものを求めようとはしない⁽²⁴⁾」者のことをいう。収入のうちでまかない、赤字をださずに贅沢品に出費し、ささやかだが、剰余金をこしらえる儉約家こそ、真の富者である。世間で評価が高い金銭の部類にはいるもの、牧場や敷地などの不動産は、真の査定評価が低い。真の富は徳である。衣服に関する磨かれた心掛けが富である。目を楽しませてくれる絵画や彫像を、限度を持って所有することこそ富である。欲張らないことが金である。衝動を理性に従わせることである。買いたがらないことが収入である。自分の持ち物だけで満足することが、なによりも大きな、安定した富なのである。儉約が収入源である。金銭や不動産は、その欲望の限度をつけることが難しく、満足をもたらさない富である。また、それらは、火災、天候の急変、天下の変革などにより損害を受け、人手に渡ってしまうものであり、安定していない。反対に、自分にはなにひとつかけていない、今有る分だけで満足し、わざわざの種になるようなものは何もない、という安らかで静まっている気持ちを持つ者こそ、真の富者である。欲望や激情を断念し、自然そのもの、つまり宇宙を支配する理性のおきてに従い、節制を守る、ほどほどの中庸の生活こそ、徳であり、その徳を持つ者が真の富者である。中庸とはあらゆる言動をその正しい場所に置く技術であり、秩序の遵

守である。節制と克己こそ、中庸の徳なのである⁽²⁵⁾。そして徳というものは奪われることも、損なうこともない安定したものである。神の摂理である宿命に従い、今の状態を完全に肯定する。さらに、自制心で心や情念を動かさないで、神の理性に従う、という「情念なき無感動の心境」こそ、徳であり、その徳を持つ者が富者である。徳を持つ賢者こそ真の富者である。財産の多少でなく、それだけの財産があれば他人に隷属せず、自由の人として生きている満足を直ちに得れる人こそ、富者である。このようにキケロは、犬儒派や極端なストア派の人々が説く、なにもない乞食のような生活、飢えで苦しむような生活を否定する。生活を安らかに維持できるだけの資産、ほどほどの中庸の生活を可能にする富をもたなければ、病気になり心が乱れたり、生きるための苦勞で心を乱したりして、徳のある生活など実現できない。生活に必要な外在的富（資産）あつての内面的富（心の平静、徳）である。

このように、中庸の、適正な富を持つ者が、真の富者なのである。邸宅の場合には、費用や外観の美が度を超さぬ、中庸の程度にあらねばならない⁽²⁶⁾。威厳は住む家によってもたらされるのでなく、住む人によってである。男性の威厳、女性の愛嬌をもたらず服装は、あまりに几帳面でもなく、また凝りすぎてもいけない。ちょうど野卑で下品なだらしなさがいい程度の中庸がよい。中庸の程度の賢人であらねばならない。本来の、真の意味での道徳的に正しいことだけを守る、真の賢人である必要はない。すべてのものを放下した乞食のような賢人である必要はないのである。

ではこの富はどのようにして得るのが正しいのか。有徳者である紳士にふさわしい商売や生活手段は何か。収税吏や高利貸しなどの、人の反感を買う生活手段は避けるべきである。利子の取得は殺人に等しい。賃金をもらう雇用労働者の生活も避けるべきである。賃金は奴隷の印であるからだ。虚偽の陳述によってしか利益を上げられないような商売も避けるべきだ。自由のない工業で働く職工も避けるべきだ。最も賤しむべきは、官能的快樂に迎合する商売である。魚屋、屠殺人、鳥屋、漁師、香料商、ダンサー、賭博団などである。しかし、医師、建築家、高尚な学問の教授などのように社会に利益をもたらす職業は、その人の社会的地位に応じて、正しい富獲得手段である。小規模でなく、大規模に、豊富に、世界各地から多量に輸入し、嘘偽りなく、多くの人に分配するような商業ならば、余り非難するに及ばない職業である。もしそのような商人が、自分の築き上げた財産に飽き足りて、田舎に引っ込むならば、尊敬に値する職業となろう。そして、最も自由人に似つかわしく、利益の確実にあがる、楽しい職業は、農業である⁽²⁷⁾。つまり、商工業は不正な富獲得手段であり、農業だけが適正な、正義に適った手段なのである。

キケロは、一般に富限者といわれているが、実は無力な貧者の例としてクラッススとルクルスをあげた。彼等は、欲の虜であり、贅沢の奴隷であり、最下層のならず者である。その反対の賢者である真の富者の例として、次の人々をあげている。

ガイウス・ファブリキウス・ルスキヌス Gaius Fabricius Luscinus の自制心を賞賛している。彼は、イタリア半島に侵入してきたピュッロス（ギリシア北西部のエペイロス地方の王）とローマが戦争をしていた最中の紀元前 280 年に、捕虜交換交渉のための使節団の一人としてタレントゥムにいたピュッロス王のもとにおもむく。王は、貧窮に苦しんでいた彼を金銭で買収しようとしたが、彼は買収されなかった。また彼は、贅沢な邸宅、器具、彫像や絵画を持たなかったし、持ちたいとも思わなかった。それらはしょせん、失われたり、他人の手に渡るはかないものにすぎないものだからである。紀元前 275 年の監察官のとき、彼は、贅沢への増大する傾向に対して厳正な対処をした。廉潔をもって有名で、正義の人と呼ばれていた⁽²⁸⁾。

マニウス・クリウス・デントゥス Manius Curius Dentatus（不明～紀元前 272 年）の衣食の慎ましさを賞賛している。彼は、紀元前 290 年、275 年、274 年に執政官を三度つとめた。彼は、サムニウス人というローマ東南部の、アペニン山脈南部の一角に住んでいた民族から賄賂として差し出された黄金を、「私がすばらしいと思っているのは、黄金を所有することではなくて、黄金を持っている人々を統治することだ」といって、拒否した。サムニウス人の使者は、彼が、農場の炉辺に座り、カブラを煮ているのを見ている。軍の司令官についているときでさえ、二人以上の従者をつけなかった。彼の山荘と本宅の中には、主である当人以外に、燦然としたものは何一つ見かけることができなかつたとして、彼の質素さを称賛している。キケロは、この二人を、質素や無欲の鏡として、好んで引き合いに出す人物である⁽²⁹⁾。

ルキウス・ムンミウス Achaecus Lucius Mummius の物惜しみをしない、無私の行為を賞賛する。彼は、紀元前 146 年に執政官としてローマ軍を率いて、アカイア同盟を結んで抵抗するギリシア軍を破り、コリントスを破壊する。戦利品として得た無数の贅沢の極みであるギリシア美術の芸術作品を、他の司令官と違い、一つも私物化しないで（宗教に無関係の世俗的財産のみ少し私物化したという説もある）、ローマ市をはじめとするイタリア諸都市の装飾用に当てた。図書館や自宅の装飾用に、自由に貸し出させたりして、ギリシア美術の美しさをローマ市民に鑑賞させた。ローマ美術界に大変革をもたらしたのである。しかし彼自身は、絵画や彫像などの芸術作品の美しさは認める（美術音痴であったという説もある）が、それは年端のいかぬ者を楽しませる玩具程度の魅力しか持たないから、限度は固く守るべきものである、と考えていた。彼と上記の二人が死んだときは、生前と同じように貧乏であったので、娘に結婚の支度金を残してやるができなかつた。それは、名誉のために国家が立て替えた⁽³⁰⁾。

スキピオ・アフリカヌス Publius Cornelius Scipio Aemilianus Africanus Minor Numantius（紀元前 185 年～紀元前 129 年）の大様を賞賛する。彼は、ルキウス・パウルス L. Aemilianus Paulus が残した遺産のなかから自分取るべき分け前を、兄のクィントゥス・マクシムス Cuintus Maximus に譲渡した。彼自身も父親と同じように、豊かな都市であったカル

タゴを滅ぼしても、名誉以外のものを私しなかった。貪欲から離れていたのである⁽³¹⁾。

ティベリウス・グラックス Tiberius Sempronius Gracchus (紀元前 162 年～紀元前 32 年)、ガイウス・グラックス Gaius Sempronius Gracchus (紀元前 153 年～紀元前 21 年) の兄弟は、キケロにより称賛されていない。兄のティベリウスは、元老院の反対を押し切り、護民官として、法に決められた以上に国有地を借りている者からそれを没収し、農民から無産者に落ちた人々にその農地を与えようとした。弟のガイウスは、植民都市建設などの失業者救済策をたて、貧しいローマ人達の不安を解消しようとした。しかも二人とも公のために活動するだけで、財産を私するような邪な行動はなかった。歴史上清廉な人物として称賛される兄弟である。だがキケロは共和制派である。兄弟が、元老院の反対を押し切り、独裁的に政策を押し進め、国家の財政を枯渇させたことに、反対したのである。一部の人々つまり貧民に親切でも、金持ちを含んだ市民全体つまり国民に親切でなければ、本当の親切ではないのである⁽³²⁾。

自慢家のキケロは、自分こそ理想的儉約家であり、真の富者であると、自分を賞賛することを忘れない。

「哲学者と政治家の中間の道を択んで、己の家産をありとあらゆる方法で増やすのでもなく、あるいは親族の者がそれを享受するのを妨げるのでもなく、むしろ必要とあれば、友人や国家とそれを分かち合いつつ、己の家産を処理するに甘んじた高潔の士もいた。家産は、まず第一に、不正な方法や詐欺によらず、正直に獲得するべきであり、次に、知恵、勤勉、儉約によって家産は増大せられるべきで、最後に、それをできるだけ多くの人々——かれらにそれだけの価値がありさえすれば——の利用に供し、淫佚放恣よりむしろ博愛と仁慈とのように供すべきである。

これらの規則を守ることによって、人は堂々として威厳があり、独立自尊の、しかも単純にして誠実、すべての者に対する慈悲の心に富む生活を成しえるのである⁽³³⁾。」

つまり自分は、正義にもとづき資産を蓄積し、道徳に合致して気前も良く資産を処理している、威厳のある、誠実な、道徳的高潔の人だというのである。

自分は浪費狂いでなく儉約家であると自慢する。自分の所有地から 60 万セステルティウスの収益をあげている浪費狂いの者と比べて、自分は世間並みに見てもささやかな 10 万セステルティウス (換算法により異なるが、現在の約 7500 万円から 2000 万円) しかあげていないが、浪費狂いの者は収入が足りないほど浪費し、不足に苦しんでいるのに、自分はこのささやかな収入で、贅沢品に充てる出費を差し引いても、ちょっとした金が余っている⁽³⁴⁾。元老議員になれる資格財産が、100 万セステルティウスであった時代である。実際のキケロはどのような生活をしていただのか。彼は、産業活動に従事する騎士階級の出であり、若くしてローマやギリシアに遊学するほどであるから、貧しい生活はしなかった。無償の職業である法律家や政治家となった彼は、弁護した富者や権力者から巨額の遺産や贈り物を贈られ、10 に近い別荘を持っていたともいわれて

いる。しかし他説では、先妻テレンティアの持参金や彼女の相続した遺産によって質素な生活をし、別荘も小さいのを2、3持っていたにすぎなかったともいう。それらの別荘には蔵書や美術品があって、そこでギリシアやローマの学者の親しい者を歓待したといわれている。学問好きのキケロはブルトゥスをはじめとした名門出の若い友人たちと談論を交わすことをことのほか好んだ。内臓が弱く、食事は質素であったといわれている。紀元前69年に按察官(造営官)として選出され、豪華な催しをすることと過度な節約をすることの両極端を避けて、自分の資力に応じて、民衆のために節度のある施し(3回の演劇)をしたといわれている。紀元前58年、クロディウスが、カティリナー一味にたいするキケロの処置が不法であるとして、キケロを起訴したので、キケロは、マケドニアの友人の財務長官ブランキウスの邸宅に身を寄せ、追放者の生活を送る。そのとき弟のクイントゥスや友人のアッティクス達から、多額の送金を受けていた。紀元前46年には、キケロの最初の妻であるテレンティアが多額の借金(数万ドラクメ)をつくり、離婚する。同年45歳も年下のプブリリアと再婚し、債務者から解放された。キケロは、クラッススほどの大金持ちではない。また追放時期や多額の借金を抱え込んだ時以外はそれほど貧乏でもない。大金持ちと貧乏人の中間の、中庸にかなった徳に満ちた生活、自然に即した最高の善を実現する生活をしていたといえる⁽³⁵⁾。資産と威厳にあった少しの贅沢品に囲まれた、道徳的に高潔な生活であった。

贅沢に関連した「気前の良さ」にもキケロは言及している。気前の良さや親切は、それを受ける者や他の者の害にならないように、さらに、われわれの身分不相応にならないよう、各人の資格である親切を受ける人の善人としての人格(節制、克己などの正義心)、われわれに対する気持ち、われわれの生活の親密さと社会的連帯、および彼が今までわれわれの利益にどれだけ尽くしてきたかなどに応じて施されなければならない⁽³⁶⁾。正義という最大の道徳に適った気前の良さでなければならない。友人や後援者のために、他人から奪い取って、気前良く施しをする者(スッラやカエサル)は、正義に反しているから気前が良い者といえない。反対に、気前良く親切にされたらする親切の恩返しも、大切な正義の項目である。忘恩は悪徳である。思慮分別を持ち、気前の良さが、相互に発揮されねばならない。助力を多く必要とする者にこそ、多くの親切がなされねばならないのに、その助力を必要としないときに最大の恩恵を、最も熱心に与えてしまう。金持ちや幸福な人に、見返りのために親切にしても、恩に着ることはない。貧乏な、困っている人への親切こそ、感謝と見返りを期待でき、国家の安寧をも増進するのである。相互に親切を尽くし、相互に気前良くし、固い友情に結ばれ、社会全体の連帯を強め、一般の福祉に寄与するような、博愛の精神にもとづいた気前の良さという親切でなければならない。しかし個人の資力には限りがあり、困窮している人の数は無限であり、恩恵には底がないから、「おのれのランプの光を減ずることなしに⁽³⁷⁾」しなければならない。自分の資力以上に親切をして、自分が困るよう

な気前の良さは、徳の項目に入らない。この様に恩恵や親切は難しく、思慮分別をはたらかせねばならないものであるが、非常に重要な項目である。

とくに貧困者にたいする親切には、2種類あって、それは、自らの能力と努力による世話と金銭を与えるだけのものに分かれる。前者の親切の方が、最も尊敬すべきものであり、栄誉を受けるに値する道徳的行為である。後者の親切は、その人を「賄方と食料調達吏」にするだけで、尊敬の対象とはならない。確かにときには金銭の贈与も必要になるときがある。そのときは、気前良く、自分の財布から資力に応じて、人格的に尊敬すべき貧乏人にだけ、節度を持ってしなければならぬ⁽³⁸⁾。浪費する人になってはならない。公の饗宴を催したり、人民に肉の施しをしたり、拳闘士の見せ物や豪華な饗宴、野獣の格闘などの、わずかしか記憶に残らない、あるいは全然記憶に残らない、くだらないことに金を蕩尽する人は、単なる浪費家である。テオプラトス Theophrastus (プラトンとアリストテレスの弟子で、紀元前300年頃の博学多識の人。彼の膨大な著作はほとんど遺されていない。)の説と違い、浪費できる資力は富の果実ではない。造営官などの官職に就いたときに催される饗宴は、キケロの頃にはますます豪華になっているが、それは是認できない親切である、という。贅を尽くした饗宴を催したクラッスス親子(父の Publius Crassus は、紀元前106年造営官、子の Lucius は、紀元前95年執政官)、闘象を最初におこなったクラウディウス Appius Claudius Pulcher (紀元前99年造営官)、象と牡牛との闘技を催したルクルス兄弟、華美を極めた劇場を建て、莫大な借財を作ったスカウルス Marcus Aemilius Scaurus (紀元前58年造営官)、華美な劇場を建て、闘獣のために500頭のライオン、410頭の豹、20頭の象を用意した、キケロの友人ポンペイウス Magnus Pompeius (紀元前55年執政官)などの催し物を批判している。この種の娯楽は、子供や愚かな女や奴隷や奴隷に似た自由人しか喜ばさない。このような烏合の衆の気まぐれを、快樂でそそる阿諛者になってはならない。ただし、吝嗇の疑いを受けてはならない⁽³⁹⁾。民衆が要求し、立派な人々が是認する場合には、キケロ自身が造営官の時(紀元前69年)にしたように、また公衆のための晩餐会を催したオレステース Gnaeus Aufidius Orestes Aurelianus (紀元前71年執政官)や、安い値で穀物を人民に提供したマルクス・セーイウス Marcus Sejus (紀元前71年執政官)のように、自分の資力に応じて、国家安寧のためにせねばならない。城壁、橋梁、湾港、水道などの国家に有用な施設への出費は大いにすべきであり、劇場、柱廊、新しい寺院などには控えめな支出をするべきである。何ら饗宴を催さずに最高の地位に昇ったルキウス・フィリッポス Lucius Marcus Philippus (紀元前86年監察官)、コッタ Gaius Aurelius Cotta (紀元前75年執政官)そしてきわめて微々たる饗宴しかしなかったキケロ自身は、誇りうる存在である、という⁽⁴⁰⁾。だから、中庸の徳を持つような気前のよい人にならなければならない。自分の財産を使って、身代金を出して捕虜を奴隷の環境から救い出したり、貧民を救済したり、匪賊から人質を請け戻したり、あ

るいは友人の借財を引き受けたり、友人の結婚に際し助力をしたり、あるいはまた友人の財産取得や増加を助けてやるような、気前のよい人にならなければならない。不幸な人、破壊に陥っている人は、助けなければならない。まのあたりに提供され、今だけ感謝されるような支出でなく、将来にわたって、さらなる感謝を生み出すような支出だけが、気前のよい支出なのである。

親切は、吝嗇だとか貪欲だとかの疑いがかからない中庸の程度にするのである。与えるときは、吝嗇だとか貪欲だとかの疑いがかからぬように、もの惜しみなく与えよ。当然受くべきときは、苛酷に請求せず、己の権利をゆずり、相手の利益を許すべきである。その方が気持ちがいいし、有利である。感謝する者が多ければ多いほど、おのれの富に有利である。

バリィーは、ローマ時代の贅沢を「私的満足を得るために富を使用することである」と規定した⁽⁴¹⁾。その私的贅沢は、次の3つの意味に分解できる。第一に、贅沢は放縦を意味する。建物を建て、家具をそろえ、絵画や彫像をそなえ、宴会を開く際の贅沢である。この贅沢が、人々を軟弱にし、公共のために働く体力と意志を弱めてしまう。また宴会や、贅沢品が賄賂や買収の手段ともなり、社会を墮落させる原因ともなる。徳に対する力を弱めるのである。第二に、贅沢は貪欲を意味する。昔のローマ市民は、質実で、儉約家で、生み出された剰余金は公共のために使ってしまった。しかしキケロの時代のように人々が豊かになると、自分の富のさらなる増加だけを欲するようになり、公共のことがらには無関心になっていった。さらには公共のもの(例えば征服地の土地や彫像など)を不正な手段で私し、贅沢をする政治的指導者まで現れた。富者はますます貪欲になり、富を蓄積し、贅沢になっていくのに反し、貧者は、搾取され、ますます貧乏になっていった。第三に、贅沢は野望を意味する。贅沢は、とどまるところを知らない。1つの別荘を持てば2つ目を欲しがり、10人の客の宴会を催せば20人の客を呼びたくなり、半セステルティウスの金をもてば1セステルティウスの金もちたくなる。そして最後には、100以上の別荘を、1000セステルティウス以上の金を、1万人以上の客もちたくなる。また、贅沢できるほどの資金は、買収や賄賂の資金となり、権力をも手中にできる。貧乏な有権者に金をばらまき、法務官にも執政官にも選ばれることができる。また有り余る資金で、私兵を養い、強力な軍事力をもつことさえできる。執政官の次は独裁官である。その寡頭政治は、利己的で、野望に満ちた少数の金持ちが支配する政体である。大衆を贅沢で墮落させ、支配者の野望を実現しようという政体である。アントニウスが、カエサルを野心に満ちた人であったと評したのが良い例である。したがってこの野望としての贅沢も、社会的・政治的に危険なものである。まさにこの意味の贅沢を、キケロは否定したのである。

(1) cf. Cicero, *De officiis*, with an English translation by Walther Miller, Harvard University Press, London, 1983, Book 1-69, p.70. 角男一郎訳, 義務について, 37頁。

- (2) 当時のイギリスに非常な高利の貸付をおこない、皇帝ネロがうらやましがったほどの財産をためこんでいたセネカのことばである。Seneca, *De consolatine ad Polybium in moral essays*, with an English translation by John W. Basore, Ph. D., Harvard University Press, London, 1979, p.372. 茂手木元蔵訳, ポリビウスあて, 心の慰めについて, セネカ道徳論集, 59頁。
- (3) Cicero, *De officiis*, Book 1-106, p.106. キケロ, 角男一郎訳, 義務について, 57頁。
- (4) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-93, p.96. キケロ, 角男一郎訳, 義務について, 50頁。Cicero, *De paradoxa stoicorum*, with an English translation by H. Rackham, M. A., Harvard University Press, London, 1983, 3-2, p.276. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 世界の名著, 101頁。
- (5) cf. Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 5-1, p.284. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 108頁。
- (6) cf. Seneca, *De vita beata in moral essays*, with an English translation by John W. Basore, Ph. D., Harvard University Press, London, 1979, p.156. 茂手木元蔵訳, 幸福な人生について, セネカ道徳論集, 453頁。
- (7) cf. Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 6-3, p.302. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 121頁。
- (8) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-106, p.108. キケロ, 角男一郎訳, 義務について, 57頁。
- (9) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-130, p.132. キケロ, 角男一郎訳, 義務について, 70頁。
- (10) cf. Cicero, *De officiis*, Book 3-14, pp.280-282. キケロ, 角男一郎訳, 義務について, 151頁。
- (11) Cicero, *De legibus*, with an English translation by Clinton Walker Keyes, Ph. D., Harvard University Press, London, 1983, Book 2-8, p.392. 水野有庸訳, 法律について, 世界の名著, 171頁。
- (12) cf. Cicero, *De legibus*, Book 2-11, pp.402-403. 水野有庸訳, 法律について, 176-177頁。
- (13) Cicero, *De legibus*, Book 2-9, p.398. 水野有庸訳, 法律について, 174頁。
- (14) cf. Cicero, *De legibus*, Book 2-23, pp.426-428. 水野有庸訳, 法律について, 196-197頁。
- (15) cf. Cicero, *De re publica*, with an English translation by Clinton Walker Keyes, Ph. D., Harvard University Press, London, 1983, Book 6-18, p.282. 水野有庸訳, スキピオの夢, 世界の名著, 82頁。
- (16) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-25, pp.24-26. キケロ, 角男一郎訳, 義務について, 13頁。
- (17) 参照, プルターク, 河野与一訳, プルターク英雄伝, 岩波文庫, 第七冊, 150頁。
- (18) cf. Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 6-2, p.296. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 117頁。
- (19) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-26, p.26. キケロ, 角男一郎訳, 義務について, 14頁。
- (20) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-20, p.20. キケロ, 角男一郎訳, 義務について, 11頁。
- (21) Cicero, *De legibus*, Book 3-13, p.494. 水野有庸訳, 法律について, 218頁。
- (22) 参照, プルターク, 河野与一訳, プルターク英雄伝, 岩波文庫, 第七冊, 950頁。
- (23) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-77, p.252. 角男一郎訳, 義務について, 136頁。
- (24) Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 6-3, p.302. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 117頁。
- (25) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-143, p.1462. 角男一郎訳, 義務について, 80頁。
- (26) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-140, p.142. 角男一郎訳, 義務について, 76頁。
- (27) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-150, 151, pp.152-154. 角男一郎訳, 義務について, 81-82頁。
- (28) cf. Cicero, *De officiis*, Book 3-16, p.282. 角男一郎訳, 義務について, 152頁。Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 1-2, p.264. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 92頁。ギリシアとローマの人物については, *Dictionary of Greek and Roman biography and mythology*, edited by William Smith, D. C. L., LL. D., AMS Press Inc., New York, 1967 も参照した。
- (29) cf. Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 5-2, p.290. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 112頁。

- (30) cf. Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 5-2, p.288. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 111 頁。
- (31) cf. Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 6-2, p.298. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 119 頁。
Cicero, *De officiis*, Book 2-76, p.285. 角男一郎訳, 義務について, 136 頁。『国家について』のなかの主人公として大いに称賛されている。
- (32) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-72, p.246. 角男一郎訳, 義務について, 133 頁。
- (33) Cicero, *De officiis*, Book 1-92, p.94. 角男一郎訳, 義務について, 50 頁。
- (34) cf. Cicero, *De paradoxa stoicorum*, 6-2, p.298. 水野有庸訳, ストア派のパラドックス, 119-120 頁。
- (35) cf. Cicero, *De legibus*, Book 1-21, p.360. 水野有庸訳, 法律について, 156 頁。
- (36) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-42, pp.46-48. 角男一郎訳, 義務について, 24-25 頁。
- (37) Cicero, *De officiis*, Book 1-51, p.54. 角男一郎訳, 義務について, 29 頁。
- (38) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-54, p.224. 角男一郎訳, 義務について, 120 頁。
- (39) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-57, p.228. 角男一郎訳, 義務について, 123 頁。
- (40) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-59, pp.220-232. 角男一郎訳, 義務について, 125 頁。
- (41) cf. Christopher J. Berry, *The idea of luxury*, Cambridge University Press, 1944, pp.84-86.

5. エピクロス哲学, ストア哲学, アカデメイア哲学との 対比におけるキケロの浪費に関する思想

キケロの浪費や儉約に関する思想は、倫理哲学の一部として展開されていた。キケロの倫理哲学は、当時ローマで支配的であったエピクロス哲学、ストア哲学、アカデメイア哲学の3つの哲学を折衷したものである。本稿の最後で、この3つの哲学を概観し、3つの哲学との対比から、キケロの浪費に関する思想を明らかにしてみよう。

キケロの時代に影響力のあった思想は、エピクロス哲学である。キケロは、哲学に関する書物のなかで、このエピクロス哲学に絶えず言及している。エピクロス Epikuros は、紀元前 341 年頃に、ミレトスに近いサモス島のサモスで生まれた。マケドニアのアレクサンドロス大王が死んだ紀元前 323 年、物情騒然たるアテナイに 2 年間の兵役につくためにでてきた。紀元前 306 年、ふたたびアテナイに帰るまで、各地を回り、プラトン学派、ペリパトス学派、原子論派などの哲学の研修に明け暮れる。紀元前 306 年、アテナイで小さな庭園を買う。多くの弟子をそこに集め、哲学の研究に励みながら、質素な、友情に溢れる生活を送った。紀元前 270 年、71 歳で死ぬ。忠実な弟子により、エピクロスの哲学は、地中海の全域に普及し、とくに紀元前 1 世紀、ラテン民族のもとで栄えた。キケロは、エピクロス学派のシドンのゼノン Zenon (紀元前 130 年頃～不明) の講義を聴き、影響をうけている。エピクロス哲学は、2 世紀まで生き延び、人気の高い哲学であった。しかし、キリスト教が支配的になると、否定され、17 世紀のガッサンディ Pierre Gassendi (1592 年～1655 年) によるエピクロス復興まで忘れられてしまった。

エピクロスは、人間が事実として快樂を目指すことを主張した。アレクサンドロス大王死後の政治的混乱期には、真理の純粋な観照など余計なものであった。根底から揺り動かされていた時代にあっては、哲学とは行動でしかない。このような現実主義の人間から出発する。そしてすべての認識は感覚認識であるから、快が善であり、苦痛が悪である、と説く。主観的快樂が善の原理である。善いものであるから快なのではない。逆なのである。「一切の善のはじまりである根元であるのは、胃袋の快である。知的な善も趣味的な善も、これに帰せられる⁽¹⁾。」エピクロス哲学は、この快樂主義から出発する。そして精神の平静を最高善と説いていく。人間行動の目的は、総体として、苦痛より快樂を多くすることである。だから、苦の欠如こそ最大の快樂になる。そして肉体の快樂が精神の快樂を基礎づけているのだから、肉体の健康と心境の平静を求めて、思慮深く、隠れて生きること、つまり自己充足した静かな快樂の生活を理想としたのである。そのためにも理性と思慮を働かせて、快樂計算をしなければならない。一時的に心を奪う小さな快樂のために、将来の大きな快樂を失わないようにしなければならない。このような生活の技術者が、賢者である。「快の生活を生み出すのは、つづけさまの飲食や宴会騒ぎでもなければ、また、美少年や婦女子と遊びたわむれたり、魚肉その他、ぜいたくな食事が差し出す限りの美味美食を楽しむたぐいの享樂でもなく、かえって、素面の思考が、一切の選択と忌避の原因を探し出し、靈魂を捉える極度の動揺の生じるもととなる様々な憶測を追い払うところの、素面の思考こそ、快の生活を生み出すのである⁽²⁾。」「自己充足を、われわれは大きな善と考える。とはいえ、それは、どんな場合にも、わずかなものだけで満足するためではなく、むしろ、多くの物を所有しない場合に、わずかなものだけで満足するためである。つまり、ぜいたくを最も必要としない人こそが最も快くぜいたくをたのしむということ、……質粗な風味も、欠乏にもとづく苦しみがことごとく取り除かれれば、ぜいたくな食事と等しい大きさの快をわれわれにもたらし、パンと水も、欠乏している人がそれを口にすれば、最上の快をその人に与えるのである。それ故、ぜいたくでない簡素な食事に慣れることは、健康を十全なものとするゆえんでもあり、また、生活上はたさなければならない用務に対して人間をためらわずに立ち向かわせ、われわれがたまにぜいたくな食事に近づく場合に、それを楽しむのにより適した状態にわれわれを置き、また、運にたいして恐怖しないようにするゆえんである⁽³⁾」。欲望を、自然的で必然的な欲望、自然的でしかも必然的でない欲望、自然的でも必然的でもない欲望に分け、最初の欲望のみ肯定した。自然的で必然的な欲望のみ充足でき、それで自足しているような貧困が大いなる富になり、限度のない、必然的でない贅沢に染まった富が大きな貧困になる。

この快樂主義的要素にキケロはまっこうから反対する。そもそも、胃袋に快を認めない人も多く存在する。そのような人々にとり、食卓での快は、胃袋の快ではない。楽しい会話、安らかな雰囲気こそ、本当の快なのである⁽⁴⁾。だから、感覚に属し、胃袋に帰着するような快樂だけを求

めて行動するという説は、人間の尊厳に反する説なのである。人間を動物視することである⁽⁵⁾。「肉体的慰安や欲望は快樂の要求に従わず、健康と体力の要求に応ずべきである⁽⁶⁾」。肉体的快樂は、精神的快樂に必要な健康や力のために認めている。しかし、肉体だけでなくそれ以上に精神も同じように快樂を与えなければならない。快樂だけが行動原理ではないのである。肉体的快樂が善であるとするような徳の屈辱的倫理は、哀れすぎる倫理である。自然的本能である快樂からでなく、社会的本能という義務から行動を起こす人こそ、道徳的正義をもつ人と称賛されるのである⁽⁷⁾。キケロは、例を挙げている。自分の息子に死刑を宣告する者は、肉体的快樂からそうするのではない。国や社会への愛情から、父親としての自然な感情である快樂を犠牲にしているのである⁽⁸⁾。仲間の安全を守るために、危険な行為を自らおこなう英雄は、快樂からそうするのではない⁽⁹⁾。遺言状なしに、口答で、娘に財産を譲ることを依頼された道徳的人間は、快樂に従ってその財産を私しないで、義務に従って、遺言を実行する⁽¹⁰⁾。このように人間の行動は、快樂のような感覚ではなく、理性と知性によって導かれているのである⁽¹¹⁾。

エピクロスは、最終的に、苦の欠如している平静な生活を理想的快樂としたが、間違いだと批判する。苦の欠如は対象の不在であり、意志と結びつかないから、快樂を生み出さないのである。快樂に最高善を置く人は、克己や平静な生活を推奨できない。克己は欲情の敵であり、欲情は快樂の侍女だからである⁽¹²⁾。肉体的快樂と道徳的正義とは一致しないのである。「人間は快樂以上の目的のために作られているのである⁽¹³⁾」。

エピクロス哲学の宿命論も否定する。エピクロスは、デモクリトスの原子論的宿命論を否定して、因果関係がアトム of 逸脱、つまり偶然により支配されると主張する。エピクロス哲学と対立していたストア哲学は、自由意志はなく、すべては必然により定められているという宿命論を主張する。キケロは、アトム of 逸脱を非現実的・非科学的説明であると否定したうえで、2つの哲学の主張を折衷する。「必然の定めを肯定することは回避したいが、宿命を肯定することは続けたい。……原因のうちには、完全な支配力をふるう原因と、それから、補助的なはたらき、直前においてきっかけを作る原因とがある⁽¹⁴⁾」。個人の自由意志が、宿命の定めを回避するのである。病気で死ぬ宿命であるから、医者にかかるのも無益である。だから、医者にもかからないで、ただ死を待つべきだという、怠惰奨励の論法がストア哲学の宿命論である。病気で死ぬという宿命は、個人の自由意志で変更できるというのが、エピクロスの宿命論である。キケロは、宿命は単独に成立するのではなく、多くの他との関係で成立するのであるという。だから、病気で1月後に死ぬという宿命に対して、自由意志で医者にかかり、1年後に死ぬという事実に変更することも、宿命である。自分と医者が宿命を決めるというような宿命共有論を主張する⁽¹⁵⁾。この説では、エピクロスの宿命論から主張される、道徳の無効性や、政治活動の無意味性は否定されることになる。キケロの宿命論からすると、個人の自由意志は他との関連で宿命を変えていくのであるか

ら、その自由意志を他人との正しい関係に置き、関係を正しく導く道徳が重要となる。その他人との関係を作り上げる政治への積極的関与が必要なのである。快樂主義者のエピクロスは、肉体的快樂以上の精神的快樂をえるために、己の自由意志を働かせて、苦痛を避け、贅沢を禁じ、質素で、心の平静な生活をするべきだと結論づけたのである。

キケロに大きな影響を与えた哲学に、ストア哲学がある。ストア哲学の創始者はキュプロスのゼノン Zenon（紀元前 336 年～紀元前 264 年）である。ゼノンは、犬儒学派のクラテス Krates（紀元前 365 年頃～紀元前 285 年）についたが、その行儀知らずと無学さと誇張的な見方に満足できなくて、アカデメイアとメガラの高学派について、論理学と哲学を学んだ。紀元前 300 年頃に、ストア・ポイキレー（色彩の施された壁面のある回廊）で、無料の半公開的講義を始め、多くの人を集めた。その弟子のクレアンテス Kleantes（紀元前 331 年頃～紀元前 232 年頃）、その弟子で分析の微細な哲学を展開したのがクリュシッポス Chrysippos（紀元前 282 年頃～紀元前 206 年頃）である。この 3 人を初期ストア学派という。中期ストア学派に属するのが、キケロが『義務について』で広く引用しているパナイティオス Panaitios（紀元前 185 年～紀元前 110 年頃）と、その弟子のポセイドニオス Poseidonios（紀元前 135 年頃～紀元前 50 年）である。彼等は、ローマに来て、ローマの政治家とも親交を結び、ローマに哲学を定着させた。ポセイドニオスは、キケロを教えた。この頃、初期ストア哲学の思想のうちにプラトンやアリストテレスの思想を取り入れて、かなり折衷的になっていた、といわれている。後期ストア学派に属するのが、政治家のセネカ Lucius Annaeus Seneca（紀元前 4 年～65 年）、奴隷であったエピクテトス Epiktetos、皇帝となったマルクス・アウレリウス Marcus Aurelius Antonius（121 年～180 年、在位 161 年～180 年）である。

初期と中期のストア哲学の内容はあまりよく知られていないが、後期ストア学派の代表者としてのエピクテトスの哲学は、初期ストアの哲学を内容としているといわれている。彼の自伝からみてみよう。彼は、55 年頃小アジアのブリュギア地方のヒエラポリスという町で、奴隷として生まれた。ローマで、皇帝ネロに仕えた解放奴隷のエパプロディトスに買われる。79 年、ストア派の哲学者ルフス Musonius Rufus に師事することを許される。ルフスは、つぎのように説いた。哲学者は、農業をしながら思索し、衣食住についても質素と実用品だけで満足するべきである。95 年、エパプロディトスがネロの自殺を幫助したかどで処刑されると、エピクテトスは解放される。ニコポリスに学校をつくり、子弟の教育にあたった。学校の評判は良く、かなりの教え子が育った。アリアノス Arianus（95 年頃～175 年。ギリシアの歴史家で政治家）、デモナックス Demonax（80 年頃～180 年頃）などが知られている。無欲恬淡で、貧しい生活を続け、136 年頃 81 歳で死ぬ。忠実な弟子であるアリアノスが、『語録』を書き、『要録』をつくり、伝記を書いた。エピクテトスの哲学は、皇帝であり、後期ストア派の哲学者でもあった哲人皇帝マルク

ス・アウレリウスに大きな影響を与えた。ストア哲学は、キリスト教にも取り入れられて、現代まで大きな影響を及ぼしている思想である。

エピクテトスは、つぎのように説く。哲学のはじめは、無力さを自覚することである。人間は、神々と人々からなる宇宙国家の一部にすぎない。だから人間は、神々により与えられているように、自分に固有な、自然な生き方をしなければいけない。私の権限内にあるものは、神により与えられているゆえに、本性上自由で、妨害されないものであるから、これだけを求めるようにすべきである。反対に、私の権限外にあるものは、他人のものであり、もろい。それを求めても妨害され、不安を生み出すだけである。私の権限外にあるものや、他人のものを求める自分の思惑こそ、不安と軋轢の源である。不平、不満は自分がつくりだしているのである。人間を混乱させるものは、事物そのものでなく、事物についてのわれわれの意見である。死そのものが戦慄すべきことではなく、死についてのわれわれの表象こそ戦慄すべきものなのである⁽¹⁶⁾。だから、感情的判断を捨て、理性的判断に任せるべきである。平静に、自分の意志を自然にかなうように見守り、外物を見守ることが大切である。不動心、無情念で、富や公職などの変化きわまりない障害物を切り取るにより、平静がえられる。神々は、全宇宙である自然を正しく美しく支配している。すべては宿命的に決まっている。その神にそのまま従うだけでよい。それは、宇宙の秩序に従い、自然に従って生き、本性のままに行動し、理性の命令に従うことである。だから徳とは、自分に固有なものに合った、自然な生き方をいう。無欲恬淡な生き方こそ、神に従う、自然な生き方である。人間本性は、超越的にでなく、自然主義的に理解されている。具体的に述べている。たいていの場合は沈黙せよ。たまに、話すように求められたときだけ話せ。剣闘、競馬、競技、飲食などのありふれたこと、非難、称賛、比較することについては、話すな。しまりのない大笑いをするな。誓いをするな。外部の人たちや、普通の人たちとの宴会は断れ。肉体に関するもの、例えば飲食物、着物、住居、また召使いなどは、最低必要限とせよ。見せびらかしのものや、贅沢なものは、すべて避けよ。情欲は、結婚前は、できるだけ清くせよ。もしかかわるのなら法律に適った仕方に関係せよ。告げ口されても弁明をするな。芝居や朗読会には行くな。行っても心の平静を邪魔されないようにしろ。危険なこと、笑わせること、恥ずべきことを話すな。肉体の点でつましい物いりですませよ。程々に意欲せよ。それらのことを自分のためにするのであるから、他人を非難したり、逆に自分を責めてはならない。つまり、人間は、大いなる自然の一部として存在するから、そのあるがままの生活で満足するべきだということである。自分自身が生きるための最低のものの消費は許される。しかし、それ以上の浪費、見せびらかしの贅沢などは、心の平静を乱し、不安と騒動の元として否定される。心を乱すものは否定され、心の平静が、最高善として肯定される。心は動揺することなく、平静に保たれているから、幸福なのである。これこそ、賢者の徳である⁽¹⁷⁾。

哲人皇帝マルクス・アウレリウス・アントニウスも、幸福な生活をつぎのように描いている。正しい理性に従って真摯にして雄勁、人に対する善意に溢れつつ現在の勤めを果たし、なさずもがなのものには手を出さず、己のうちに住む心霊を清浄無垢な状態に維持せよ。さらにこれらのことをするにあたり、他に何ものも期待せず、かといって回避せず、かくして自然に即応する現在の仕事とものごとで満足するような、単純素朴な、田園での生活こそ真の喜びに溢れた生活である。心を澄ませ、物事の本質を見抜かねばならない。豚肉料理のご馳走は、豚の死体であり、魚料理のご馳走は、魚の死体であり、高価な葡萄酒は、ぶどうの果汁であり、高価な紫色の着物は、羊毛生地に紫貝で染められたものであり、同衾のさいにおこなわれることは、性器の摩擦と、一種の痙攣を伴った粘液の射出にすぎない⁽¹⁸⁾。

キケロは、このストア哲学も批判する。ストア哲学では、最高の善が自然と調和した生活だというのが、その証明はでたらめだという⁽¹⁹⁾。ストア哲学では、感覚や肉体に関する外在的善が否定され、理性や心、魂の内在的善のみ肯定されて、それが自然な生活だとされている。キケロの意味する自然は、感性も、理性も、肉体も心も合わせ持った全体的自然である。感覚が自己保存を教え、理性がそれを完成させて、道徳的生活を実現するのである。植物や動物さえ、自然的欲求により、健康を求め、苦痛からの解放を欲する。自然的欲求と理性を合わせ持つ人間は、自然的欲求で快楽と健康を完成させ、さらに理性により心の平静をも実現するのである。病気がちで、健康に優れない人に、道徳的生活は実現できない⁽²⁰⁾。健康で、物質的に豊かで、評判の良いような生活をしている者だけが、心豊かな、道徳的生活を送ることができるのである⁽²¹⁾。肉体と理性の両方を満足させる生活こそ、自然と調和した、理想的善の生活なのである。ストア哲学の徳は厳しすぎるというのである。ストア哲学の理想とする賢人（有徳者）は、普遍的理性に対して絶対的に忠実で、厳しい義務意識を持ち、自分自身の感情に対する克己、断念がある。外在的善である欲求、快楽、利益、安寧への意志は少しも潜んでいない。関心の外にある。名声と無名、快楽と苦痛、富と貧、浪費と儉約、健康と病気、生と死すら、どうでもいいことなのである。有徳者はそれらを超越する。セネカのように、生命すら断念し、自殺する。キケロは、普通の人間にとって厳しすぎる倫理だとして、ストアの倫理を否定したのである⁽²²⁾。完全無欠の賢人の倫理ではなく、ごく普通の、生まれつきの善良な心をもっている月並みな人の倫理こそ大切なのである。キケロの道徳論は、第二流の道徳論にすぎないと批判されたが、ローマ人の現実感覚に沿った、優れた道徳論なのである。アリストテレスのように、そしてアリストテレスから影響を受け、ストア思想を修正した中期ストア派のパナイティオスのように、外在的善とくに便宜（私利）の手段を、道徳的廉潔と矛盾せず、道徳的に正しいものとして認めているのである⁽²³⁾。

しかしストア哲学の義務論は大いに肯定する。ストア哲学によれば、人間も、世界理性の生み出す世界秩序の一端をなすものであるから、各個人の利益（便宜）と国家全体の利益を一致する

よう義務づけられている⁽²⁴⁾。だから、のんびりと隠れて、私人としての便宜のみ追求し、孤独な生活を営むことは、理性の教え(自然法)に反することである。社会的人間として、公共の生活に積極的に参加する義務があるのである。自然法は、ローマ市民の同胞との友好な関係だけでなく、外国人を含めたすべての人類との友好をも義務づけている⁽²⁵⁾。ローマの自然法のコスモポリタンの性格をあらわしている。キケロは『義務について』で、このようなパナイティオスの教えに賛成している。

またストアの宿命論にも言及する。自由と必然は、賢者において一致する。賢者とは、出来事の法則性を自分自身の法則性とみなすものである。宿命を肯定し、宿命として定められたことのみ、己の意志として実行する。理性的意志は世界法則の必然性と一致する。賢者の心は、宿命に任せて生きているから、平静である。神の定めた普遍的理性に従って義務を果たし、今ある状態を宿命として満足することが幸せなのである。しかし愚か者は、宿命として定められたものでないものを、情欲や激情に駆られておこなってしまう。情欲の奴隷である愚か者は、宿命を否定し、不自由であり、心は乱れ、不幸である。この様なストアの怠惰奨励の宿命論の上に、キケロは、宿命共有論を展開したのである。己の自由意志で、宿命を変える者こそ、より平静に宿命を受け入れることができる真の賢者である。

プラトンにより創設されたのがアカデメイア学派である。その学派は、プラトンの死後、内容を大きく変化し、彼の甥であるスペウシポス Speusippos (紀元前 395 年～紀元前 339 年) やクセノクラテス Xenokrates (紀元前 396 年～紀元前 314 年) などが学頭となった約 100 年間で、古アカデメイア学派という。ピュタゴラスの結社の性格を引き続いて帯びていた。アリストテレスのような弟子達は、自分たちの学園を創設し、離れていった。紀元前 3 世紀中葉の学頭アルケシラオス Arkesilaos (紀元前 315 年～紀元前 241 年頃) やカルネアデス Carneades (紀元前 214 年頃～紀元前 129 年頃) が、エピクロス学派とストア学派のような独断論を防ぐために懐疑論を主張し、知識の可能性を否定した。方法的懐疑による、判断中止を主張したのである。第二あるいは中期アカデメイア学派とよばれている。紀元前 2 世紀、アカデメイア学派とアカデメイア外の諸派、とくにストア学派との折衷につとめたのが、新アカデメイア学派である。キケロの先生であったピロン Pilon (紀元前 160 年～紀元前 80 年) やアンティオコス Antiochos (紀元前 130 年頃～紀元前 68 年頃) は、ストア派の明証性に反対したが、知識のすべての可能性を否定はしなかった。完全なる知識は得れないが、真理の確信を与える何らかの明晰性が存在することは否定しなかった。道理と確信により、事物は補足できるのである。そのための論理の厳密性が要求された。ピロンの弟子のアンティオコスは、懐疑論を捨て、プラトンやアリストテレスの昔に戻り、ストア学派などの哲学を折衷し新しい哲学を説いた。キケロは、彼の講義を聴き、大いに影響をうけ、これら新アカデメイア学派の説をしばしば引用している。2 世紀にはいると

プラトン主義は、その神秘主義的要素からもてはやされたが、592年東ローマ皇帝ユスティアヌスから解散を命じられた。

キケロは、認識論ではアカデメイアの学徒に数えられる⁽²⁶⁾。アカデミア学派のように、ストア学派のいう自明の表象の明証性を否定した。アカデミア学派の精密な思考を評価している⁽²⁷⁾。一つの問題を研究するに当たって、それに対して挙げうるあらゆる理由、証拠、動機を綿密に調べ、相互に比較して、しかる後、そこに存在する真理らしきものを求める方法を採用している。宿命論では、アカデメイアの立場をとり、ストア哲学とエピクロス哲学を批判した。命題の論理的必然性と事象の必然性（世界における必然性）とを混同しない、厳密な論理を展開した⁽²⁸⁾。しかし、アンティオコスの倫理学の考えには賛成できなかったが、古アカデメイア、とくに逍遥学派（ペリパトス学派＝アリストテレス学派）の立場をとる。アリストテレスのように、外在的善を少し認めている。善の主要部分ではないが、不可欠な部分なのである。

キケロの倫理学は、これらの学派の折衷である。人間の究極的目標は、自然つまり人間本性の完全な実現である⁽²⁹⁾。（この点はストア学派からとっている。）身体と心、感性と理性のすべてを知りつくし、それらをすべて利用して、幸福な生活を送ることである。健康、力、美しさ、評判などの外在的善、さらにそれらを生み出す、友人、子供、親戚、富、階級、権力、国家は、本能的に欲せられる。それらは、真の善の影のようなものであるが、幸福を完成させるのに必要な要素である。（欲望の分け方には反対しているが、自然的で必然的な欲望という考えはエピクロス学派からとっている。）より価値の高い内在的善である、他人と関係のあるもの、つまり、深慮（叡知つまり神と人とを結合する絆並びに彼等相互間の関係に関する神のことと人間のことに ついての知識）、正義（他人に悪をなさないことと、自分と他人の所有物の使用を分けること）を、勇気（正義のために戦う徳）、節制（適正や秩序の遵守つまりアリストテレスの中庸）の基本的な四大徳とその他の徳は、「強く、高く、その深慮と智恵とにおいて自ら持む所の強い精神の活動⁽³⁰⁾」をもって実行せねばならない。4つの徳のうち最も価値が高い徳は、叡知である。4つの徳が相互に矛盾する場合は、第一の徳である叡知を規準にして、神に喜ばれ、国家の全体的幸福に奉仕する徳を優先するべきである。しかし、4つの徳は内面的に結合しており、1つの徳をもつ人は他の3つの徳も必ず合わせ持っている⁽³¹⁾。（このようにそれぞれの徳の相互関連まで考察しようとするのは、アカデメイア学派の影響である。）このように自然的本能でなく社会的本能こそ、道徳的正義の源泉なのである。つまり徳は次の3つの性質の中にあるのである。事柄の真実と適切性の認識、因果関係の認識が徳の第一の能力である。激情を抑え、それを理性に服従させる能力が、徳の第二の能力である。自然的本能を満足させ、正義を実行できるように仲間の協力を獲得する能力が、徳の第三の能力である⁽³²⁾。そのように教育し、慣習を作り上げなければな

らない。だから有徳の賢人は、外在的善も内在的善も合わせ持ち、便宜（生活の外在的便宜である資産、富、勢力の適切な使用）と道徳的に正しいことが適合し、常に幸福なのである。生活に必要な資産や富、政治的に正しいことをおこなうために必要な勢力などの便宜は、道徳的に正しいのである。ただし、それ以上の便宜や官能的享樂などは、偽りの、うわべだけの便宜であり、道徳的に正しくないのである。道徳的に正しいものだけが、便宜なのである。逆ではない⁽³³⁾。だから、「市民の慣習、法律、制度に反したことを一切しないで、自己の利益（便宜）を心掛けるのが、賢人の道である。何故なら、我々は単に我々自身のためばかりでなく、子供や親戚、友人、とりわけ祖国のために富むことを欲しているからである。個人の私有財産こそ、国家の富であるから。」というヘカトーン Hecaton の説明を肯定している⁽³⁴⁾。不正な手段で、最大の利益である王位についたとしても、真実には、不安、恐怖、陰謀と危険に満ちた不利益な生活があるだけである⁽³⁵⁾。（この道徳的に正しい便宜という結論は新アカデメイア学派の結論である。）いちおうキケロはエピクロス学派の結論である、わずかのもので満足することからくる心の平静と隠遁生活、他人の負担も軽く、容易であると、認めている。しかし、不健康な人や、学問の天分のある者以外の人、国家への奉仕を避け、公共に関与しないことは許されない。そして、政治に参加すれば、おのずから名誉や富という、心を煩わせる外在的善も入り込むが、大度をもってそれらに無関心の態度をとり、国政をとりながら、心の平静も維持するべきである⁽³⁶⁾。（ストア学派の結論でもある。）国家への奉仕の結果として、豊かな富、輝かしい名誉が与えられるならば、躊躇なく受けるべきである。エピクロス学派とストア学派を批判し、アカデメイア学派にならって、その折衷の態度をとり、新しい積極的・現実的倫理思想を述べているのである。

- (1) エピクロス、出隆、岩崎允胤訳、断片、その2、岩波文庫、119頁。参照、ジャン・ブラン、有田潤訳、エピクロス哲学、第3章。
- (2) エピクロス、出隆、岩崎允胤訳、メノイケウス宛の手紙、第5節、岩波文庫、72頁。
- (3) 同上、第3節、71-72頁。
- (4) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, with an English translation by H. Rackham, M. A., Harvard University Press, London, 1983, Book 2-8, p.108. この5編にわたる書物は、エピクロス学派、ストア学派、アカデメイア学派を紹介し、批判している書物である。
- (5) cf. Cicero, *De paradoxa stoicorum*, with an English translation by H. Rackham, M. A., Harvard University Press, London, 1983, 1-3, p.264. 水野有庸訳、ストア派のパラドックス、世界の名著、92頁。
- (6) Cicero, *De officiis*, with an English translation by Walther Miller, Harvard University Press, London, 1983, Book 1-106, p.108. 角男一郎訳、義務について、57頁。
- (7) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-153, p.156. 角男一郎訳、義務について、83頁。
- (8) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 1-7, p.26.
- (9) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 1-10, p.38.
- (10) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 2-19, p.148.
- (11) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 1-15, p.52.

- (12) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 2-10, p.116. Cicero, *De officiis*, Book 3-117, p.398. 角男一郎訳, 義務について, 215 頁。
- (13) Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 2-33, p.202.
- (14) Cicero, *De fato*, with an English translation by H. Rackham, M. A., Harvard University Press, London, 1983, 18, p.236. 水野有庸訳, 宿命について, 世界の名著, 264 頁。Cicero, *De natura deorum academica*, with an English translation by H. Rackham, M. A., Harvard University Press, London, 1979, pp.62-64.
- (15) cf. Cicero, *De fato*, 13, p.226. 水野有庸訳, 宿命について, 256 頁。
- (16) cf. Epictetus, *Επικτητου Εγχειριδιον*, *The encheiridion of Epictetus*, with an English translation by W. A. Oldfather, Harvard University Press, London, 5, pp.486-488. エピクテトス, 鹿野治助訳, 要録, 第 5 節, 世界の名著, 387 頁。エピクテトス, 鹿野治助著, 岩波書店, 第 7 章。
- (17) cf. Epictetus, *Επικτητου Εγχειριδιον*, *The encheiridion of Epictetus*, 33-48, pp.516-530. エピクテトス, 鹿野治助訳, 要録, 第 33 節～第 48 節, 400-406 頁。
- (18) 参照, マルクス・アウレリウス, 鈴木照雄訳, 自省録, 第 3 巻第 12 節, 434 頁。
- (19) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 4-9, pp.320-322.
- (20) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 4-23, p.370.
- (21) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 4-26, p.378.
- (22) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 4-13, p.338.
- (23) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 4-21, p.364. *De officiis*, Book 3-11, p.278. 角男一郎訳, 義務について, 150 頁。
- (24) cf. Cicero, *De officiis*, Book 3-25, p.328. 角男一郎訳, 義務について, 156 頁。
- (25) cf. Cicero, *De officiis*, Book 3-28, p.330. 角男一郎訳, 義務について, 158 頁。
- (26) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-7, p.174. 角男一郎訳, 義務について, 92 頁。ヒルシュベルガーも, キケロを新アカデミア学派に数えている。参照, 高橋健一訳, 西洋哲学史, I 古代, 375 頁。
- (27) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 2-3, pp.84-86. *De fato*, 2, p.194, 水野有庸訳, 宿命について, 232 頁。
- (28) cf. Cicero, *De fato*, 9, p.214. 水野有庸訳, 宿命について, 247 頁。
- (29) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 5-9, p.420.
- (30) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-81, p.824. 角男一郎訳, 義務について, 43 頁。
- (31) cf. Cicero, *De finibus bonorum et malorum*, Book 5-23, p.469. *De officiis*, Book 2-35, p.202. 角男一郎訳, 義務について, 108 頁。
- (32) cf. Cicero, *De officiis*, Book 2-18, p.184. 角男一郎訳, 義務について, 98 頁。
- (33) cf. Cicero, *De officiis*, Book 3-110, p.388. 角男一郎訳, 義務について, 210 頁。
- (34) cf. Cicero, *De officiis*, Book 3-63, p.332. 角男一郎訳, 義務について, 179 頁。ロードス島のヘカトーンは, ストア学派のパナイティオス Panaitios の弟子で, 『道徳的義務』を著している。
- (35) cf. Cicero, *De officiis*, Book 3-84, pp.356-358. 角男一郎訳, 義務について, 192 頁。
- (36) cf. Cicero, *De officiis*, Book 1-70, 71, pp.70-72. 角男一郎訳, 義務について, 38-39 頁。

本稿のおわりにキケロの浪費に関する思想をまとめておこう。キケロの消費と浪費に関する思想は, 国家論の観点と道徳の観点から述べられている。キケロにとって国家とは, コモンウェルスである。つまり, 国民に豊かな生活資材と, それを基礎とした道徳的生活を確保するためのもの

のである。その道徳的生活とは、ストア学派やエピクロス学派のいうように、自然に沿った、心の平静な生活である。神にもよるこばれる生活である。ただしキケロは、アカデミア哲学のように、便宜(ラテン語で *utilitas*, 英語で *expedient*) を重要視する。便宜とは、外在的善、つまり生活必需品、富、健康、友人、親戚、名誉、権力、国家などを含む広い概念である。内在的善である心の平静と対比される概念である。ストア学派やエピクロス学派と異なり、この便宜を、道徳の基礎として肯定するのである。健康であり、生活に困らないほどの富を持つから、心の平静を維持でき、道徳的生活を実現できるのである。大金持ちでも乞食でもない、贅沢でも、貧乏でもない、健康で、ほどほどの資産に応じた中庸の生活をしてこそ、4つの基本的徳である深慮、正義、節制、勇気を実行できるのである。この様な者こそ、有徳者であり賢者であり、真の富者なのである。そして、ストア学派がいうように、人は他人との関係を大切にしなければいけないから、社会的活動をする。己の資産と社会的能力に応じて社会的・政治的活動をする。さらに、吝嗇と非難されないほどに、必要とする、心正しい人々に気前良く恩恵を施す。それらの結果として、名誉と富を与えられれば、それを受けるに躊躇するべきではない。反対に、ローマ第一の大金持であるクラッススやルクルスのような者は、見せかけの便宜である貪欲、浪費欲、野望、虚栄に支配されている。彼等は、無限の欲望に支配され、財産の奴隷になり果てているから、心も乱れ、さらに不正な行動をとる。有徳者とも富者ともいえない。やくざな浪費家であり、心の貧しい貧者である。彼等のような政治的指導者が、浪費や贅沢に走るのだから、一般市民まで追随し、ローマは昔の質実剛健の気風を失いつつある。それが、元老院を中心とする共和制が崩壊する要因の1つである。このことに対する反省を要請する、キケロの浪費論であり、儉約論である。

浪費論で問題となるのが、欲望と恩恵の無限さである。ストア学派とエピクロス学派は、欲望の無限連鎖を切るために、外在的善を捨て、最低限の生活をして、心の平静さや精神的善を充実させよ、と主張した。独断論的結論で、贅沢な消費を否定したのである。否定の内容は微妙に異なる。最高善である心の平静のために、ストア学派は贅沢からの超越(贅沢も儉約も意識しない状態)、エピクロス学派は贅沢から遠ざかること(乞食のような、質素な生活)を主張したのである。アカデミア学派の折衷論的立場をとるキケロは、贅沢が道徳的に正しくないことだということ、しかし、外在的善が精神的善の基礎であることも認めたとうえで、アリストテレスのような中庸を主張する。まず、生活に必要な資産が認められ、さらに、道徳的に正しい便宜の使用、節度ある適正な消費、恩恵を必要とする人々への、己の資産に応じた親切な施し、社会的奉仕に対する感謝としての名誉と富までも、道徳的に正しいものとして認める。贅沢と儉約の中間の、道徳的に正しい消費を肯定したのである。

中庸とは、具体的にどれぐらいなのであろう。元老院の財産資格が100万セステルティウスするとき、キケロは所有地から、正しい富獲得手段により約10万セステルティウスの所得をあげ、

その正しい、儉約的な運用により、ローマの最高級住宅地に350万セステルティウスの本宅をかまえ（本宅の場合は友人から借金までした）、さらに別荘を数件持ち、そこでは体質が弱かったので質素な食事をし、肉体でなく精神を楽しませてくれる贅沢品（蔵書や美術品）に囲まれ、それで借財もない、博愛と威厳に満ちた生活をしていた。元老院の最高弁士としてのステータス・シンボルとして、大きな指輪を輝かせ、10数人の召使いを引き連れていた。民衆のために、3回の演劇も催した。これが、道徳的に高潔であると自負していたキケロである。少なくとも、かなりの資産家であったキケロ自身にとっての中庸は、贅沢で、心の満ち足りた生活であった、といえよう。

歴史上のローマは、キケロのこのような浪費論に反して、益々贅沢になり、道徳的にさらに腐敗して行くのである。

《Summary》

History of the Theory on Consumption and Luxury (3)

By Akira FUKISHIMA

By the 2nd century B. C., the Romans had built an affluent society, and their attitude of making much of valour and plain life had changed into that of making much of luxury. In the 1st century B. C., Cicero made a scheme of the Roman philosophy, making an eclectic of various Greek philosophers' thought. In his works he emphasized the importance of a natural, moderate life. In this article I investigate Cicero' thought on the luxury.